

防衛省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 一 整備計画局施設整備官を廃止し、同局に施設整備課を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。（第二十六条及び第二十九条から第三十一条まで関係）
- 二 地方協力局東日本協力課及び西日本協力課を廃止し、同局に地方協力課及び参事官を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。（第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条及び第四十八条関係）
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 四 この政令は、令和七年七月一日から施行すること。（附則第一項関係）
- 五 関係政令について所要の改正を行うこと。（附則第二項及び第三項関係）